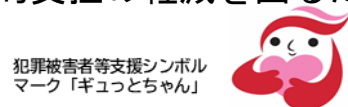


～愛媛県犯罪被害者等再提訴費用助成金の助成について～

愛媛県では、県と市町が一体となって、犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前の再提訴費用を助成し、経済的負担の軽減を図るための助成金を交付します。



対象となる犯罪被害	日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為 (令和5年4月1日以降の再提訴(過失犯除く)に限りします。)
対象となる方	次のいずれにも該当している方 ○犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした者 ○再提訴をした日において県内に住所を有している者
助成対象費用	助成額 上限 33 万円 (原則、一つの損害賠償請求につき、1回の再提訴を限度とします。) ・再訴訟に必要な裁判所への手数料等 [例] 訴額 1 億円 手数料 32 万円 予納郵券 約 6 ～ 7 千円 計 約 33 万円
対象とならない場合	◇助成対象費用について、国、他の地方公共団体その他の者から助成を受けた場合 ◇犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む)がある場合(ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除きます。) ◇犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合 ◇申請者が暴力団員である場合のほか、暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合 ◇その他事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合 等
申請に必要な書類	申請様式及び申請に必要な添付書類については、詳しくは愛媛県や市町のホームページを御確認ください。 なお、原則、診断書は原本の提出が必要ですが、警察に提出された診断書の写しでも認められる場合があります。
給付決定の取り消し・返還	交付決定後、交付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって交付決定を受けたと認められたときは、交付決定が取り消され、返還をしなければなりません。
申請方法・申請期限	<申請方法> 愛媛県県民生活課又はお住いの市町の窓口へ直接御持参ください。 不明な点がございましたら、県又はお住いの市町の窓口へ、電話等にてお問い合わせください。 <申請期限> 再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から5年以内

<市町の窓口>

市町	担当課	電話番号	市町	担当課	電話番号
松山市	市民生活課	089-948-6690	東温市	社会福祉課	089-964-4406
今治市	市民参画課	0898-36-1530	上島町	総務課	0897-77-2500
宇和島市	総務課	0895-49-7005	久万高原町	総務課	0892-21-1111
八幡浜市	総務課	0894-22-5988	松前町	危機管理課	089-989-5103
新居浜市	危機管理課	0897-65-1282	砥部町	地域振興課	089-962-7250
西条市	人権共生課	0897-52-1360	内子町	総務課	0893-44-6150
大洲市	危機管理課	0893-24-1742	伊方町	総務課	0894-38-2655
伊予市	福祉課	089-982-7330	松野町	町民課	0895-42-1113
四国中央市	市民課 くらしの相談センター	0896-28-6143	鬼北町	総務財政課	0895-45-1111
西予市	人権啓発課	0894-62-6492	愛南町	総務課	0895-72-1211

<愛媛県>

愛媛県 県民環境部 県民生活局 県民生活課
消費・くらし安全安心グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
(電話) 089-912-2336

